

# 入札案内書

令和7年度 第4回

別紙公告のとおり、立木の資格付一般競争入札を施行しますので、添付の入札条件を合わせて参照のうえ、入札にご参加ください。

入札及び開札の日時	令和7年10月20日（月） 10時15分締切、即時開札
入札及び開札の場所	三陸北部森林管理署2階 会議室



**東北森林管理局 三陸北部森林管理署**

住 所 〒027-0022  
岩手県宮古市磯鶏石崎4番6号  
電話番号 0193-62-6448  
050-3160-5900（IP）  
F A X 0193-63-4872

# 立木公売の公告 (第4回)

## 【資格付一般競争入札】

1. 入札及び開札の日時 令和7年10月20日 10時00分受付開始  
10時15分締切 即時開札
2. 入札及び開札の場所 三陸北部森林管理署2階 会議室
3. 現地案内  
別紙現地案内書のとおり。
4. 公売物件
  - (1) 物件所在地、種類、樹種、数量、売払番号、搬出期間は、別紙公売物件明細書及び公売物件一覧表のとおりです。
  - (2) 各物件の林齢は内部記録に基づき参考として表示したものであり、実際の林齢とは必ずしも合致しない場合もありますのでご承知おき下さい。
  - (3) 引渡期間は代金納入の日又は延納担保提供の日から15日以内とします。
5. 郵便入札
  - (1) 郵便入札によるときは、封筒を二重に使用し、内封筒には入札書、外封筒には資格付一般競争参加資格決定通知書の写し又は最寄りの森林管理局長発行の入札参加資格証明書を入れ、書留郵便又は配達証明郵便により令和7年10月17日の17時00分までに必着とします。指定日時までに到着しない場合は無効となります。
  - (2) 送付先は次のとおりです。

郵便番号 027-0022  
住 所 岩手県宮古市磯鶏石崎4番6号  
宛 名 三陸北部森林管理署長  
入札書在中（朱書きで記載）
  - (3) 郵便入札の場合は、不落札の場合に直ちに行われる再度入札に参加できません。
6. 契約の締結期限 落札決定の日から起算して14日以内とします。
7. 代金の納入期限 契約締結の日から起算して20日以内とします。
8. 代金の延納
  - (1) 延納は、次の条件によって認められますので契約の際に申し出て下さい。
    - ア 1件の売り払い代金が150万円以上となる時6箇月以内、ただし、国有林野の立木については、1件の売払数量が1,000 m<sup>3</sup>以上においては10ヶ月以内とします。この場合、延納担保の提供が必要です。
    - イ 延納担保にできる物件については、国の定めるところにしたがって下さい。
    - ウ 延納担保の提供期限は、前記本文と同じとします。
  - (2) 延納利息は、法令の定めにより1.70%とします。

- (3) 延納担保の提供期間は、契約締結の日から起算して20日以内とします。  
(ただし、分収造林に関して分収対象者へ納付する分収代金は現納のみとし、延納は認めません。)

#### 9. 特約条項及び特記事項

- (1) 全物件に該当するものは別紙「特約条項及び特記事項(共通)」のとおり。  
(2) 分収金については、別紙「分収金に関する特約事項(分収育林、分収造林及び官行造林)」のとおり。  
(3) 個別物件に該当するものは公売物件明細書のとおり。  
(4) 本入札の物件には、分収造林契約の候補地が含まれます。落札者が分収造林契約を希望する場合、契約相手方の要件(分収造林地の造林、保育及び保護義務の履行が確実であること等)を満たせば、分収造林契約を締結することが可能です。詳細については、三陸北部森林管理署(経営担当・管理担当)にお問い合わせ下さい。なお、分収造林契約の締結は、本入札の参加条件ではありません。  
(5) 立木の伐採・搬出に当たっては、「主伐期における伐採・搬出指針」のとおり。(三陸北部森林管理署 HP 掲載)  
(6) 森林作業道及び集材路・土場の作設にあたっては、「森林作業道作設指針」、「森林作業道・集材路及び土場作設特記仕様書(立木販売)」に基づき作設すること。  
(三陸北部森林管理署 HP 掲載)

#### 10. 適格請求書(インボイス)の交付

インボイスについては、全省庁統一の登録番号等を記載した契約書等によることとし、契約締結後に交付することとします。なお、仕入税額控除の対象となる消費税額は、適格請求書発行事業者(課税事業者)の分のみとなり、下記の物件の入札書に記載された金額に対する割合は次のとおりとなりますので入札に際し、注意願います。

※ 分収者には、免税事業者が含まれる場合があるため、インボイスに記載する仕入税額控除の対象となる消費税額は、契約金額に含まれる消費税相当額(税率10%)とは一致しない場合があります。

※ 当該割合は、現時点で把握している数値であり、変動する場合があります。

1号物件	3.00%	2号物件	3.00%	3号物件	3.00%
4号物件	3.00%	5号物件	3.00%	6号物件	3.00%

#### 11. 入札条件等

この入札に参加する者は、「国有林野事業における林産物の売買に係る契約書及び契約約款」並びに入札条件等を熟覧のうえ入札願います。

詳細は、東北森林管理局又は当署のホームページに掲載されているほか、下記の担当へお問い合わせ願います。

岩手県宮古市磯鶏石崎4番6号  
三陸北部森林管理署 業務グループ 経営担当  
問い合わせ先 TEL 0193-62-6448

令和7年10月2日

分任契約担当官  
三陸北部森林管理署長 葛西 貴仁

## 入札条件

### 1. 競争入札の資格

森林管理局長から、競争参加資格決定通知書の交付を受けた者でなければ入札に参加できません。

### 2. 資格認定

- (1) 入札参加者は、競争参加資格決定通知書あるいは入札参加資格証明書を持参のうえ、受付に提示し確認を受けてください。
- (2) 入札者が、代理人によるときは委任状を提出し、代理人本人であることを証明する資料（運転免許証など）を提示しなければなりません。  
また、入札執行場所に入場できる者は、1社につき入札者及び随行者の2名以内とします。

### 3. 売払物件の熟覧等

売払物件は、別紙売払物件明細書のとおりであり、契約書案を参照し、現物熟覧のうえ、国有林野産物売払規程を遵守して入札してください。

なお、概算売払の場合は、これから生産する見込みの物件ですから、現物は熟覧できませんので、物件内訳書によって入札してください。

### 4. 入札の方法

- (1) 入札は売払番号毎に総額入札で行います。
- (2) 入札書には、売払番号、入札金額、森林管理署等名、入札者名、入札年月日を記載し、入札締切時刻前に入札箱に入れてください。
- (3) 入札書に改元前の年号、変更前の消費税が記載してある場合は、見え消した上で入札箱に入れてください。
- (4) いったん入札箱に入れた入札書は引換え、変更又は取消しをすることができません。
- (5) 開札前に入札者から錯誤等を理由として、自らの入札書を無効にしたい旨の申し出があっても受理しません。

### 5. 落札の決定

- (1) 開札は、指定した場所及び日時に入札者の面前で行い、予定価格以上の最高入札者を落札者とします。ただし、同金額の最高入札者が2名以上のときは、直ちにくじで落札者を決めます。
- (2) 落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があっても受理しません。  
また、どのような理由によっても落札を無効にすることはできません。

### 6. 入札保証金等

免除します。ただし、落札者が契約を結ばないときは、入札金額（入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。

また、違約金を森林管理署長等が指定する日までに納入しないときは、違約金を納入するまでの間、競争参加資格を停止し、あるいは将来この資格を付与しないことがあります。

### 7. 契約保証金

免除します。ただし、買受人が契約を履行せずに契約を解除した場合は、契約代金の100分の10に相当する金額を違約金として徴収します。

なお、上記違約金を納入しないときは、競争参加資格の取消、又は入札参加資格決定通

知書を交付しないことがあります。

#### 8. 無効な入札

- (1) 競争参加不適合者が入札したもの。
- (2) 入札参加資格のない者、又は入札参加資格者として確認できない者が入札したもの。
- (3) 汚染、損傷、又は記入漏れ等により売払番号、入札金額、入札者名を確認できないもの。
- (4) 自筆署名（本人が署名したもの）、または記名（本人が自筆署名せず他人が書く場合に、ゴム印等で指名を表示したもの）の無いもの。
- (5) 入札金額を単価で入札したもの。
- (6) 代理人が入札する場合で、委任状の提出が無いもの及び入札書に代理人の自筆署名又は記名が無いもの。
- (7) 入札金額を訂正したもの。
- (8) 郵便入札の場合にあっては、入札書が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。
- (9) 入札保証金（その納付に代えて提供される担保を含む。以下同じ。）が定められた日時までに納付が無いか、又は納付金額に不足があるとき。ただし、入札保証金の納付を免除した場合を除く。
- (10) 同一事項の入札について、同一人が2通以上なした入札又は入札者若しくはその代理人が他の入札者の代理をした入札。
- (11) その他入札条件（入札公告や入札説明書等に記載された条件）に違反した入札書。

#### 9. 契約の成立

契約は、契約書を作成し、契約担当官が契約の相手方とともに記名押印したときに成立します。

#### 10. 契約書案

契約書案は、当森林管理署に備えてありますから閲覧ください。

#### 11. 入札書用紙

入札書の用紙は、最寄りの森林管理署又は当日入札場の受付から受け取ってください。

#### 12. 入札金額は、当該物件の消費税を除いた金額を記載してください。

13. 入札に際し、消費税を加算した金額で入札した場合は、たとえ入札書にこのことを明記していたとしても、また、このことに気づき開札以前に訂正、又は取消の申し出があっても、当該入札書は前項によって入札したによって入札したものと見なし、訂正、取消等は認めません。

14. 落札及び契約の金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税10%を加算した金額となります。

この場合、消費税の積算における円未満の端数処理は、切り捨てとします。

15. 入札にあたり、入札保証金を必要とする場合は、入札予定金額（消費税を除く金額）に該当金額の消費税額10%を加算した金額の5%以上の保証金、又は当該保証金以上の担保の提供を要します。契約締結以降に係る違約金、遅延金等は全て消費税を加算したものととなります。

16. 契約締結以降当該契約において、特に契約書等において金額が明記されているものを除き、当該契約に係る違約金、延滞金等、率で表されるものについては、全て消費税が加算された契約額が対象となります。
17. 暴力団排除に関する誓約事項
  - (1) 入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、入札書の提出をもってこれに同意したものとします。
  - (2) 前述の暴力団排除に関する誓約事項について、虚偽又はこれに反する行為が認められた者の入札については無効とします。
18. 本物件の売買契約書には「本物件は、持続可能な森林経営が営まれ、伐採に当たって森林に関する法令に照らし手続きが適切になされた森林の立木である。」と記載されますので、この記載内容をもって木質バイオマス証明に代えることとします。

## 様式第1号

### 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1 及び2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴署の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提示することについて同意します。

#### 記

##### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

##### 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

## 別紙

### 特約条項及び特記事項（共通事項）

1. 立木の搬出に際し土場及び搬出路が保安林である場合は、保安林協議が必要となるため、管轄森林事務所に作業仕組計画書の提出し、三陸北部森林管理署の承諾を得ること。また、砂防指定地である場合についても必要な手続きをしてから作業に着手しなくてはならない。なお、諸手続きに4週間程度の期間を要するものとする。
2. 物件の区域、伐採木等について不明なものは、森林官等に確認すること。
3. 伐採や搬出、森林作業道作設等に当たっては、土砂の崩落及び流失を防止する措置を講ずること。
4. 伐採した立木の残材や末木枝条等を、沢縁・土場敷・林道沿線等に放置をしないこと。残材や末木枝条、跡地整理、森林作業道等の水切りを搬出期間内に確実に実施すること。
5. 沢及び沢縁を集材する必要がある場合は、河川を汚濁して下流の地域に被害を与えることのないよう、必要な防止措置を講じなくてはならない。
6. 搬出等に当たって、林道等を損壊した場合は買受者の責において修繕を行わなければならない。また、碎石の敷き込み等については買受者により行うものとする。
7. 伐採・搬出に当たっては、境界標等の損傷防止措置を講ずること。
8. 伐採・搬出その他の作業に当たっては、販売対象外の立木を損傷しないよう特段の注意を払うこと。
9. 埋蔵文化財を発見した場合は、その現状を変更することなく、速やかにその旨を森林管理署へ連絡し、森林管理署長の指示に従うこと。
10. 公道等の使用に当たって、道路を損傷させないことはもとより、鉄板敷等の道路破損防止措置を講じる場合は、買受者において公道の占用許可の有無等を道路管理者に確認のうえ必要な手続きを行うこと。
11. 作業着手前には管轄森林事務所へ入林届の提出をすること。また、作業実行に当たっては、労働安全の諸法令を遵守し、災害発生時には速やかに森林管理署等に連絡すること。
12. 林業における労働災害防止の観点から、立木販売契約情報（売買契約者名・事業着手前に提出された入林届）を労働基準監督署へ情報提供を行い、提供された情報に基づき、労働基準監督署による現場点検や安全指導を実施する場合がある。
13. ナラ類の伐採及び素材の移動については、別添「ナラ枯れ被害材などの移動に関するガイドライン」に従って実施すること。
14. 生物多様性の保全のため、希少な野生生物の猛禽類等の生育又は生息情報、営巣地を確認された場合は、速やかにその旨を森林管理署へ連絡し協議すること、その際は事業の一時中断や作業時期の変更等を要することがあり、双方協議の上対応を決定すること。

分収金に関する特約事項（分収育林及び分収造林）

1. 分収木の買い受け人（以下「買受人」という。）は、分収木の売買代金について次により、支払い又は供託して下さい。
  - ア 国に支払う代金（以下「官収分」という。）は、国が発行する納入告知書により納付して下さい。
  - イ 分収権者に支払う代金（以下「民収分」という。）は、各分収権者が指定する金融機関の口座に払い込みして下さい。  
なお、分収権者が行方不明等の場合は、国の指定する供託所に供託して下さい。  
これらに伴い発生する振込手数料等については買受人の全額負担となります。
2. 買受人が契約条項に違反して契約に至らず、または契約を解除した場合の違約金については、国と分収権者が分収することとします。
3. 売買代金の延納は、官収分についてのみ認めるものとし、民収分については現納とします。
4. 売払立木の搬出延期料が発生した場合は、間伐の物件については国及び分収権者に、皆伐の物件については国に納付して下さい。
5. 売払立木の引渡しは、買受人が金融機関の発行する振込証書、供託する場合は、供託に伴う法務局への振込済の供託書本体又は日本銀行の受領印のある供託書正本を確認した後に行います。

公 売 物 件 一 覧 表 ( 立 木 )

三陸北部森林管理署

入札番号	物件所在地	契約関係	伐採方法	面積 (ha)	林齢	樹種	本数(本)	幹材積 (m <sup>3</sup> )					延納	搬出期間
								スギ (一般材)	カラマツ (一般材)	その他N	L	合計		
1	霞露山国有林 29り1林小班	分収造林	皆伐	3.42	53	スギ外	3,979	653.52		581.72	109.69	1344.93	官収分のみ 認める	36ヶ月
	霞露山国有林 29り2林小班	分収造林	皆伐	4.25	52	スギ外	5,451	511.64		1,538.75	48.82	2,099.21	官収分のみ 認める	36ヶ月
	霞露山国有林 29り8林小班	分収造林	皆伐	1.21	46	スギ外	1,407	406.05		167.05	28.34	601.44	官収分のみ 認める	36ヶ月
	霞露山国有林 29り9林小班	分収造林	皆伐	2.03	47	スギ外	3,298	783.05		121.95	40.42	945.42	官収分のみ 認める	36ヶ月
	霞露山国有林 29り10林小班	分収造林	皆伐	1.26	48	スギ外	2,718	744.30		12.20	9.76	766.26	官収分のみ 認める	36ヶ月
	霞露山国有林 29り11林小班	分収造林	皆伐	1.71	45	スギ外	3,282	875.34		26.70	52.14	954.18	官収分のみ 認める	36ヶ月
	合計			13.88			20,135	3,973.90		2,448.37	289.17	6,711.44		



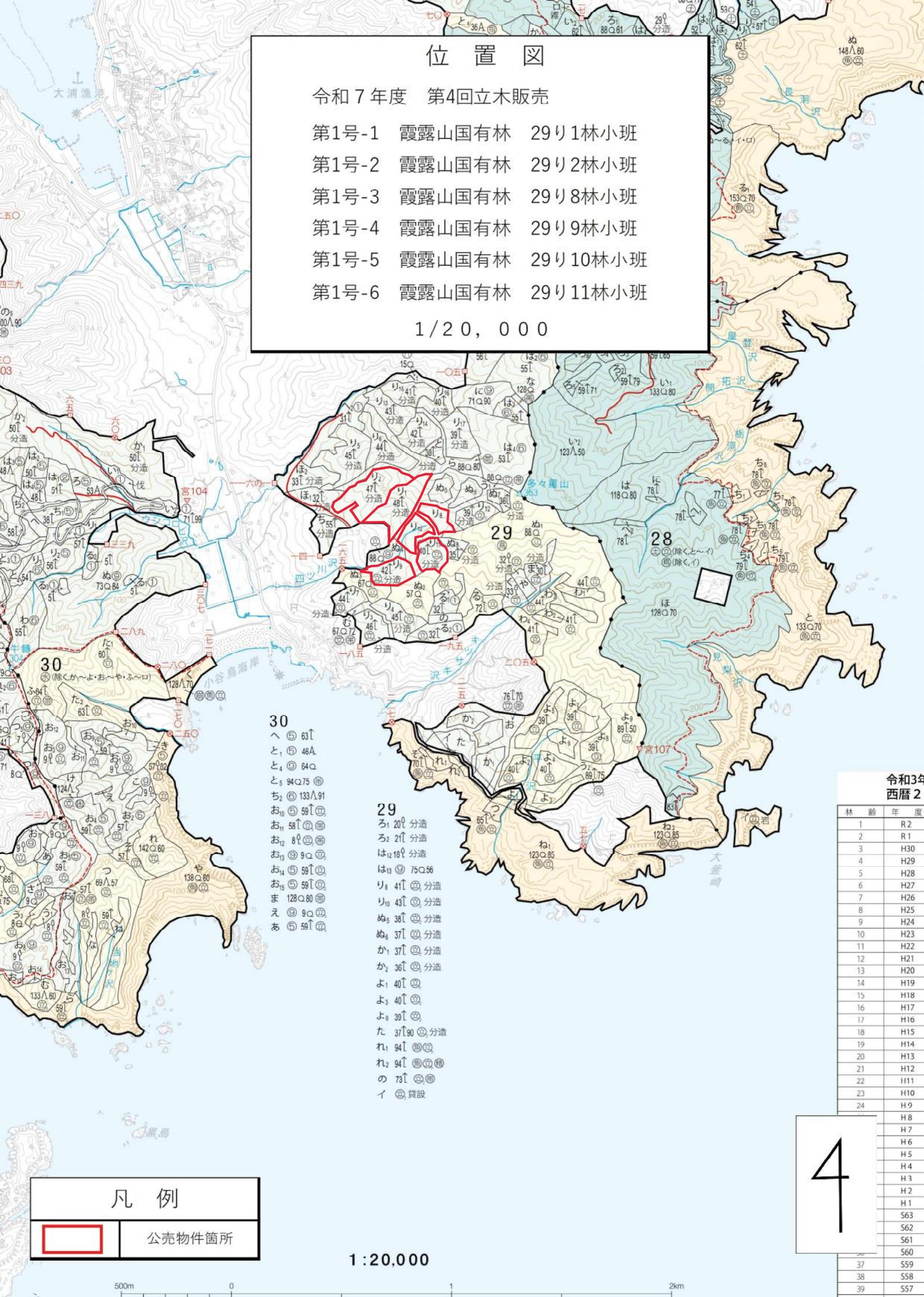


# 位置図

令和7年度 第4回立木販売

- 第1号-1 霞露山国有林 29り1林小班
- 第1号-2 霞露山国有林 29り2林小班
- 第1号-3 霞露山国有林 29り8林小班
- 第1号-4 霞露山国有林 29り9林小班
- 第1号-5 霞露山国有林 29り10林小班
- 第1号-6 霞露山国有林 29り11林小班

1/20,000



- 30
- へ 63↑
  - と<sub>1</sub> 46A
  - と<sub>4</sub> 64Q
  - と<sub>5</sub> 94Q75
  - ち<sub>2</sub> 133A91
  - お<sub>10</sub> 59↑
  - お<sub>11</sub> 58↑
  - お<sub>12</sub> 8↑
  - お<sub>13</sub> 9Q
  - お<sub>14</sub> 59↑
  - お<sub>15</sub> 59↑
  - ま 128Q80
  - え 9Q
  - あ 59↑

- 29
- ろ<sub>1</sub> 20↑分遣
  - ろ<sub>2</sub> 21↑分遣
  - は<sub>12</sub> 10↑分遣
  - は<sub>13</sub> 75Q56
  - り<sub>8</sub> 41↑分遣
  - り<sub>10</sub> 43↑分遣
  - ぬ<sub>3</sub> 38↑分遣
  - ぬ<sub>6</sub> 37↑分遣
  - か<sub>1</sub> 37↑分遣
  - か<sub>2</sub> 36↑分遣
  - よ<sub>1</sub> 40↑
  - よ<sub>3</sub> 40↑
  - よ<sub>8</sub> 39↑
  - た 37↑90分遣
  - れ<sub>1</sub> 94↑
  - れ<sub>2</sub> 94↑
  - の 78↑
  - イ 貸設

令和3年  
西暦2

林 齢	年 度
1	R2
2	R1
3	H30
4	H29
5	H28
6	H27
7	H26
8	H25
9	H24
10	H23
11	H22
12	H21
13	H20
14	H19
15	H18
16	H17
17	H16
18	H15
19	H14
20	H13
21	H12
22	H11
23	H10
24	H9
	H8
	H7
	H6
	H5
	H4
	H3
	H2
	H1
	S63
	S62
	S61
	S60
	S59
	S58
	S57

## 凡 例



公売物件箇所

1:20,000

500m 0 1 2km

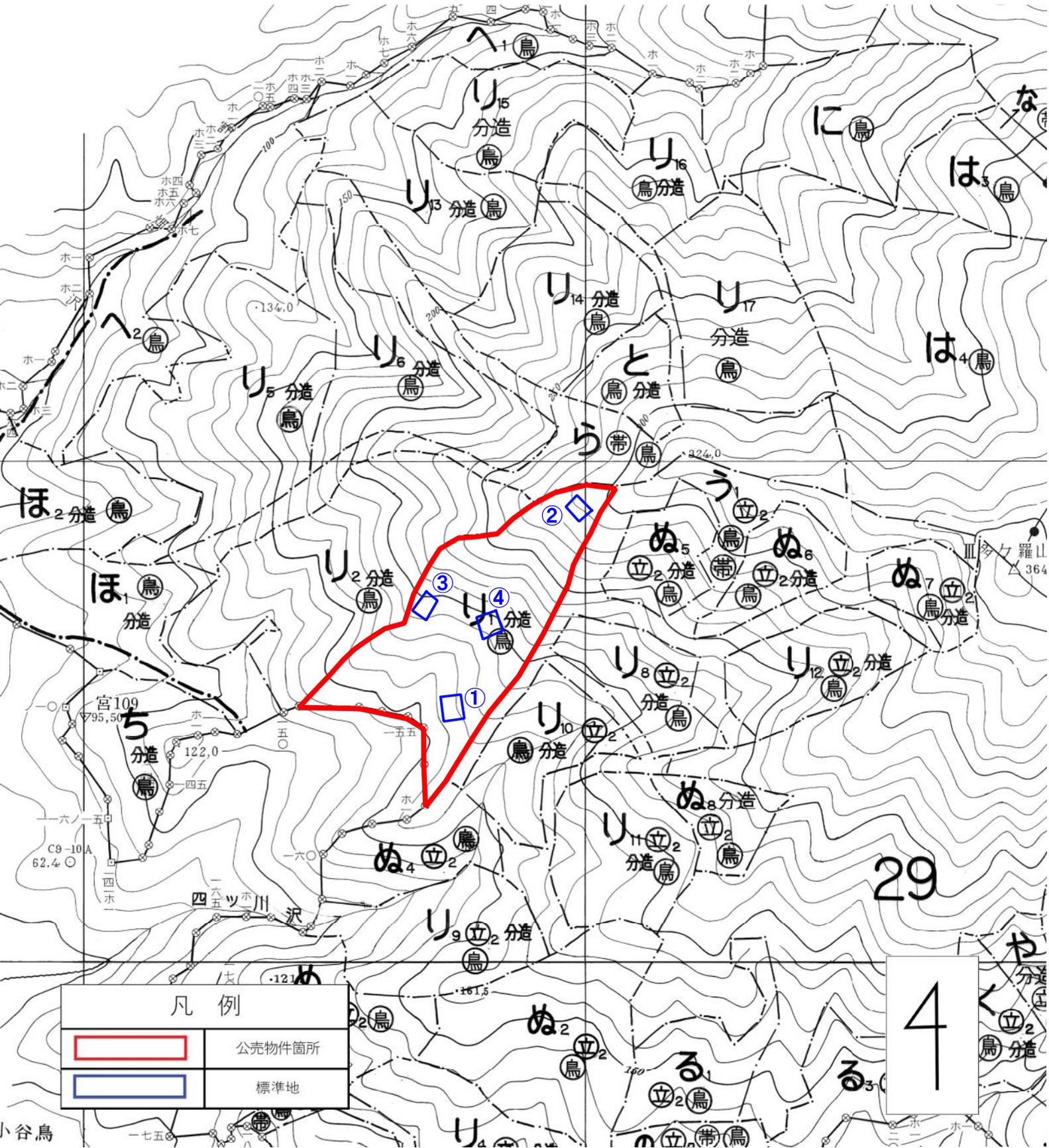
4

# 位置図

令和7年度 第4回立木販売 第1号-1

霞露山国有林 29り1林小班

1/5,000



## 凡例

	公売物件箇所
	標準地

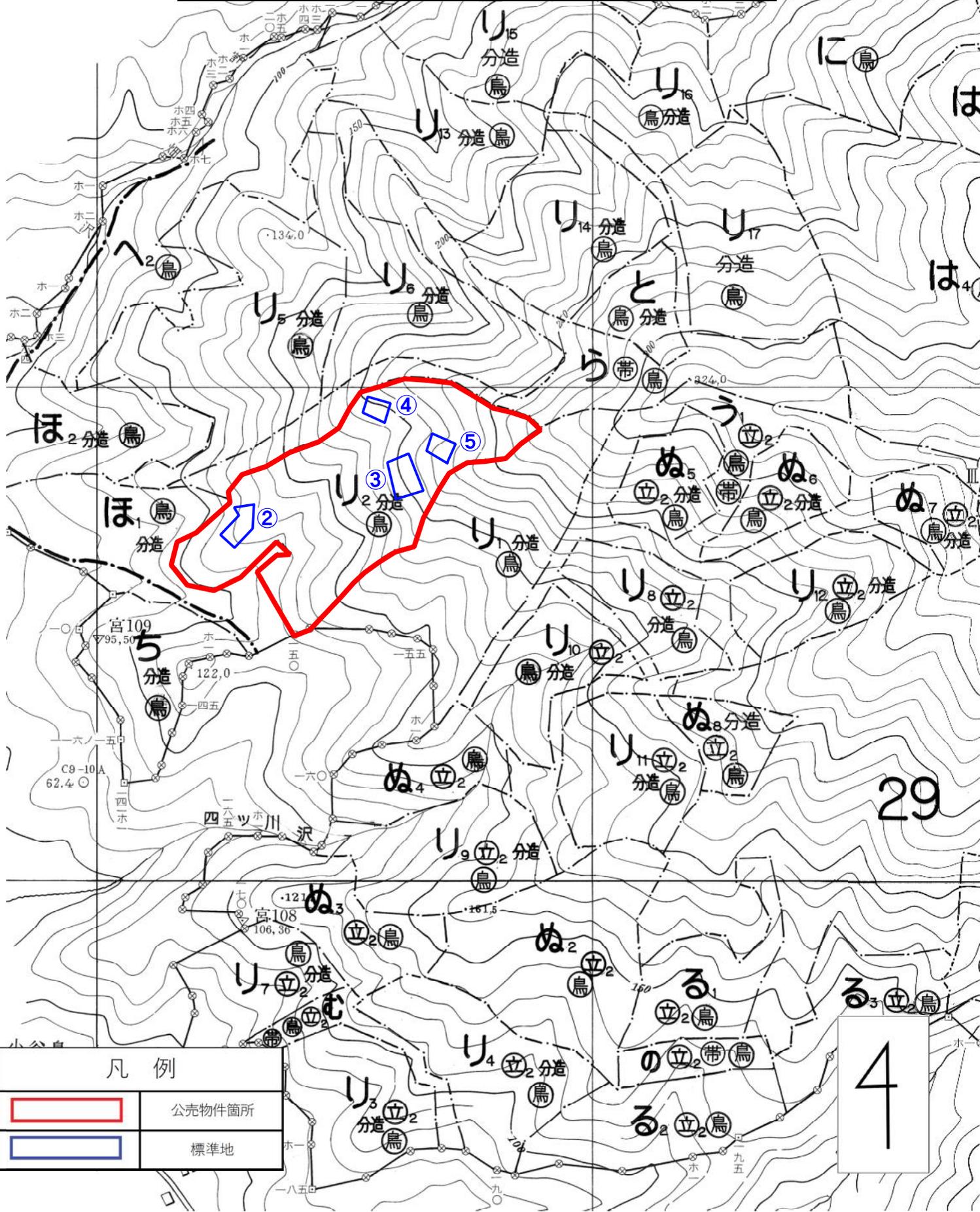


# 位置図

令和7年度 第4回立木販売 第1号-2

霞露山国有林 29リ2林小班

1/5,000



## 凡例



公売物件箇所



標準地

4

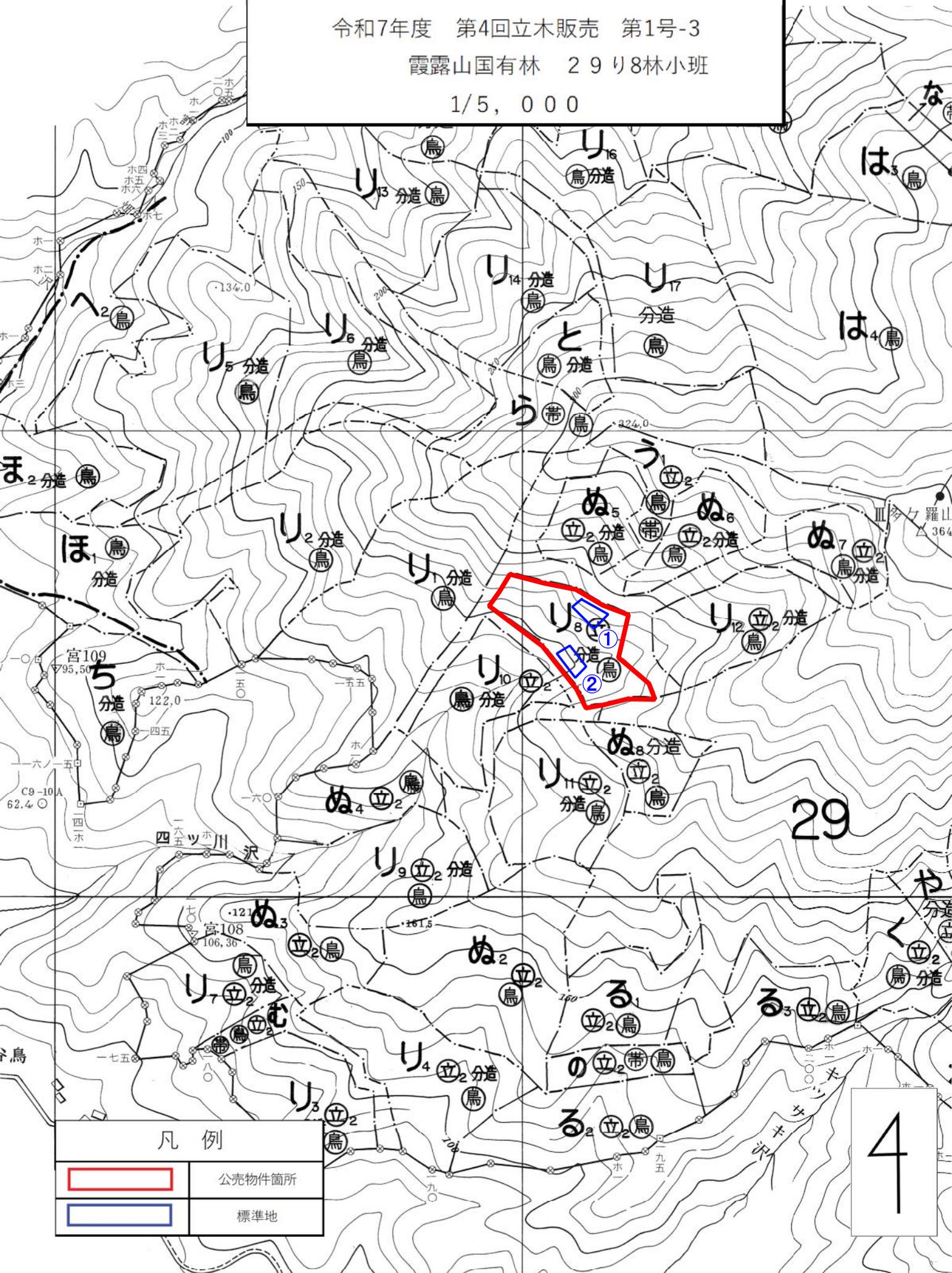


# 位置図

令和7年度 第4回立木販売 第1号-3

霞露山国有林 29り8林小班

1/5,000



## 凡例

	公売物件箇所
	標準地

4

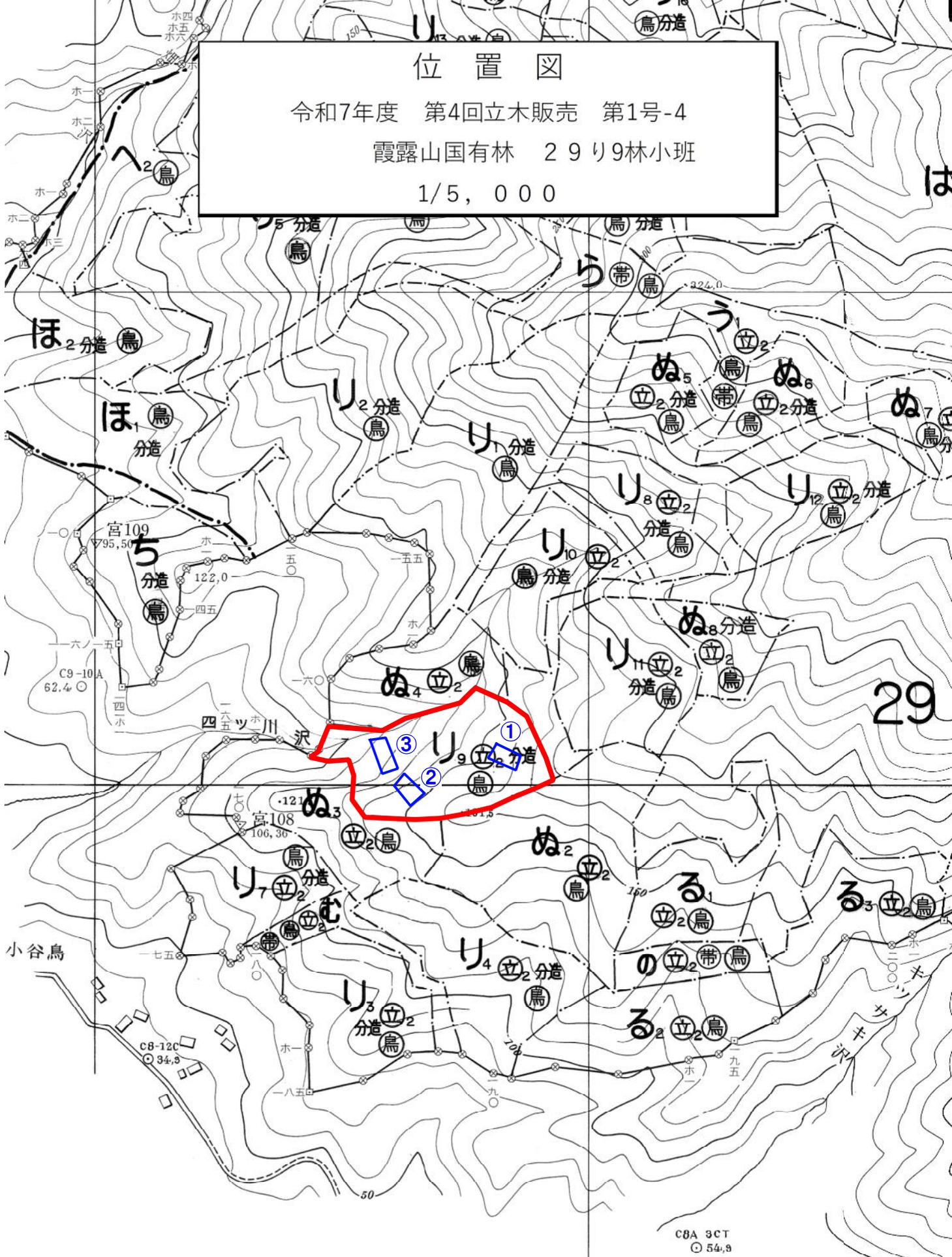


# 位置図

令和7年度 第4回立木販売 第1号-4

霞露山国有林 29り9林小班

1/5,000



29

C8A 3CT  
◎ 54.9

## 凡例

	公売物件箇所
	標準地

4

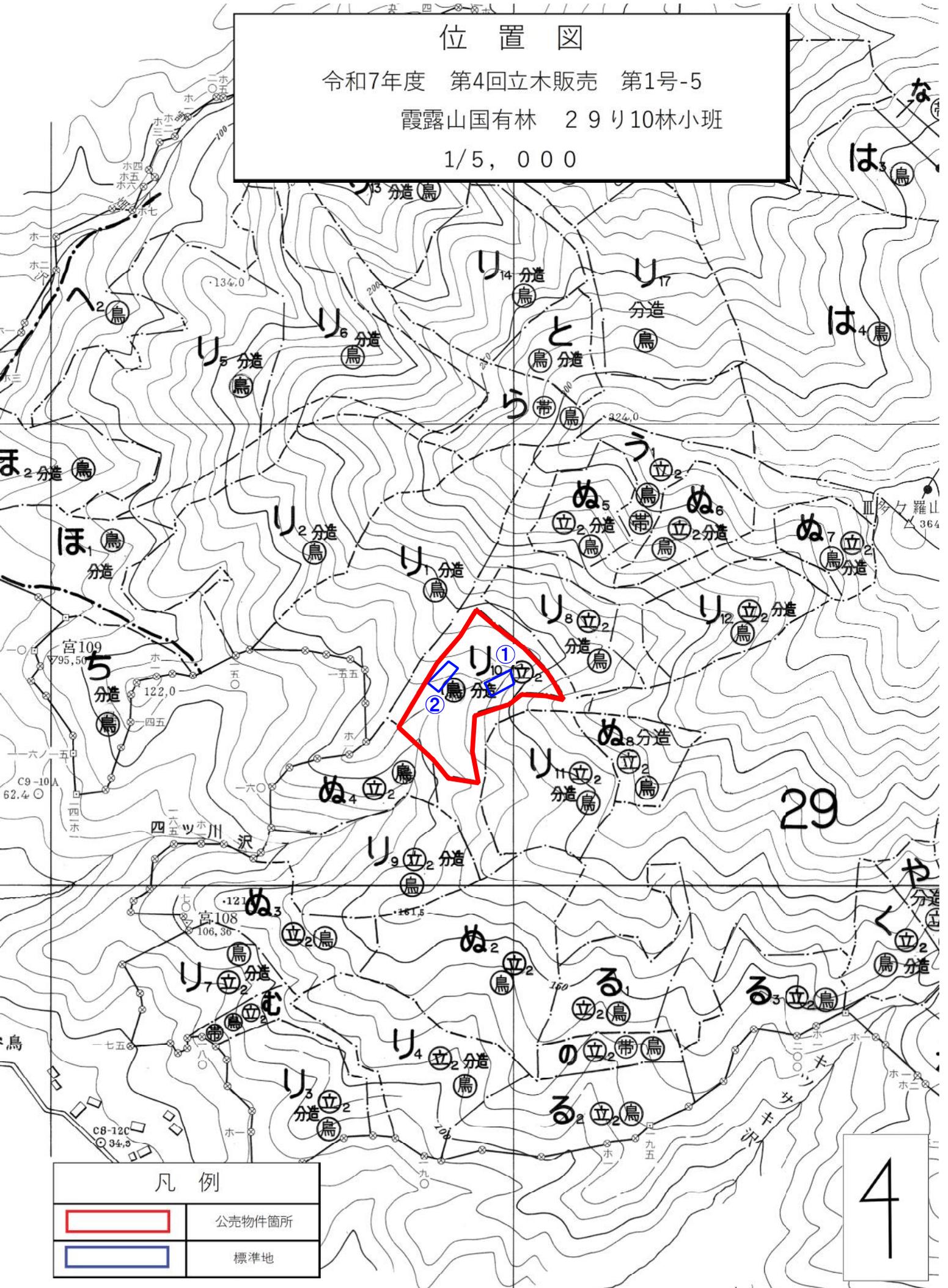


# 位置図

令和7年度 第4回立木販売 第1号-5

霞露山国有林 29り10林小班

1/5,000



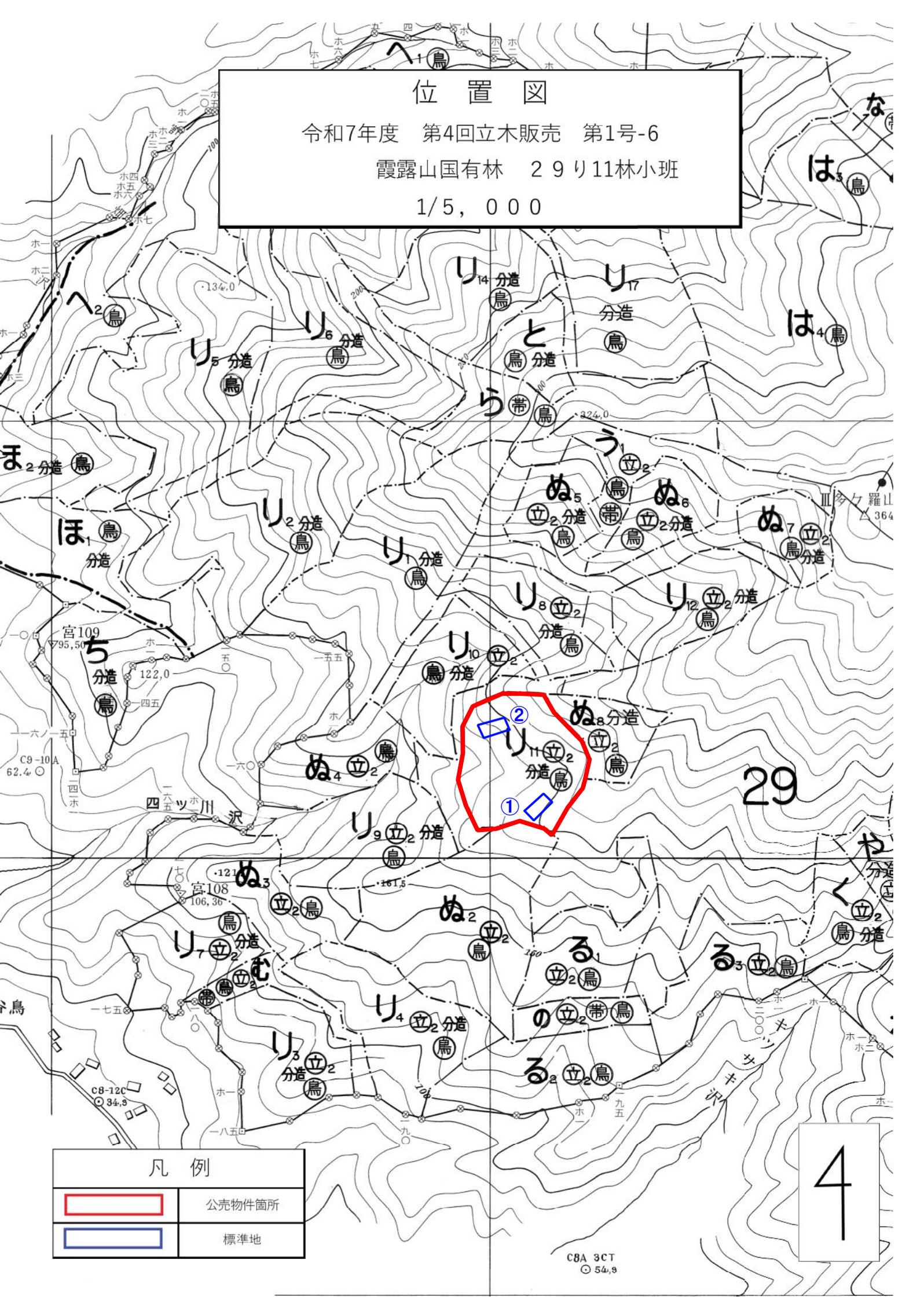


# 位置図

令和7年度 第4回立木販売 第1号-6

霞露山国有林 29り11林小班

1/5,000



## 凡例

	公売物件箇所
	標準地

4

# ナラ枯れ被害材等の移動に関するガイドライン

—岩手県農林水産部森林整備課—

森林所有者並びに素材生産業者の皆様へ

**ナラ枯れ被害拡大中！被害にあう前に、積極的にナラ類を伐採利用しましょう！**

- ・ ナラ枯れ被害は林齢が高いほどリスクが高いとされています。
- ・ ナラ類を伐採し森林を更新することは、被害拡大防止にも役立ちます。
- ・ ただし、被害地域からの材の移動による未被害地域への被害拡大には注意が必要ですので、このガイドラインで示す**3つの事項を遵守**いただくようご協力願います。

## 《ガイドラインのねらい》

このガイドラインは、**被害地域内**でナラ類（ミズナラ、コナラ、クリ、クヌギ、カシワ）を伐採する際の**時期**と被害材の**移動**について注意点を定めたものであり、被害地域以外では通常の施業で構いません。

**被害地域（前年又は当年の被害木から2kmの範囲）**は刻々と変化しますので、（詳細については、広域振興局・農林振興センター、市町村林業担当課で確認してください。）

1 被害地域では、6月から9月の間は、ナラ類を伐採しない。

### 【なぜ？】

- ・ 6月から9月の間は、カシノナガキクイムシが被害木から大量に羽化・脱出する期間です。
- ・ 健全木を伐採するとカシノナガキクイムシを誘引し、周辺で被害が拡大します。

### 補足1

やむを得ずこの期間に伐採する場合は、**伐採前に**所在先の広域振興局・農林振興センター林務担当課に相談願います。

## 2 被害地域で伐採した丸太等を未被害地域へ移動しない。

### 【なぜ？】

- ・カシノナガキクイムシが寄生した被害木が混入しているおそれがあり、移動先でカシノナガキクイムシが羽化し、周辺に新たな被害が発生する危険性があります。

### 補足1

ただし、チップや燃料として利用する場合であって、直近の**6月20日までに破砕や焼却等の処理**を行う場合は、次の手続により移動して構いません。

- ・「ナラ枯れ被害材等の移動と処理期限に関する**通知書**」（以下「通知書」という。）を販売及び譲渡する相手先を通じて、**チップや燃料として利用する相手方に確実に通知**し、本ガイドラインに示す処理期限と処理方法を徹底願います。
- ・この通知書は伐採地所在先の広域振興局・農林振興センター林務担当課（以下「振興局等」）にも**コピーを提出**して下さい。
- ・通知書を受領した振興局等は、**チップや燃料として利用する相手方所在先の振興局等**に対して**情報提供**し、**巡視活動の参考**とします。

### 【なぜ？】

- ・6月下旬からカシノナガキクイムシが羽化・脱出し、移動先で被害が発生する恐れがあります。
- ・厚さ10mm以下に破砕（チップ化等）又は焼却（炭化を含む）することでカシノナガキクイムシを駆除することができます。

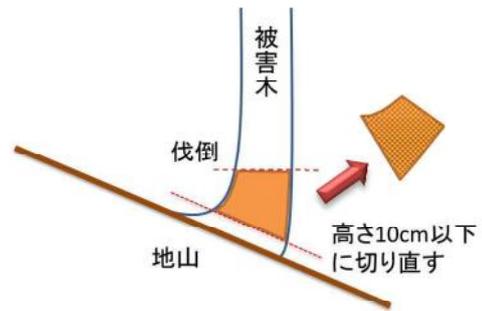
### 補足2

被害地域であっても、**単木的に健全木のみ**搬出可能な場合などは、健全木であることを**確認のうえ**で、直近の**6月20日までに未被害地域へ移動することが可能**ですが、健全木かどうかの確認については、**伐採前に所在先の広域振興局・農林振興センター林務担当課**にご相談下さい。

- ## 3 <sup>しお</sup>葉が萎れ枯死している、根元に木くずが堆積しているなど、ナラ枯れ被害木のおそれのあるナラ類を伐採した場合は、伐倒後に切り株の高さが10cm以下となるよう切り直し、切り取った部分は薬剤くん蒸や破砕、焼却等により処理してください。

### 【なぜ？】

- ・カシノナガキクイムシは根元部分に多数寄生しているため、駆除する必要があります。



### 【ナラ枯れ被害とは？】

「カシノナガキクイムシ」が運ぶ「ナラ菌」（病原菌）によって、ナラ類が枯死する流行病です。



カシノナガキクイムシ  
右：メス 左：オス  
体長は5mm程度



ナラ菌  
写真提供：国立研究開発法人森林総合研究所関西支所

### 【被害の特徴は？】



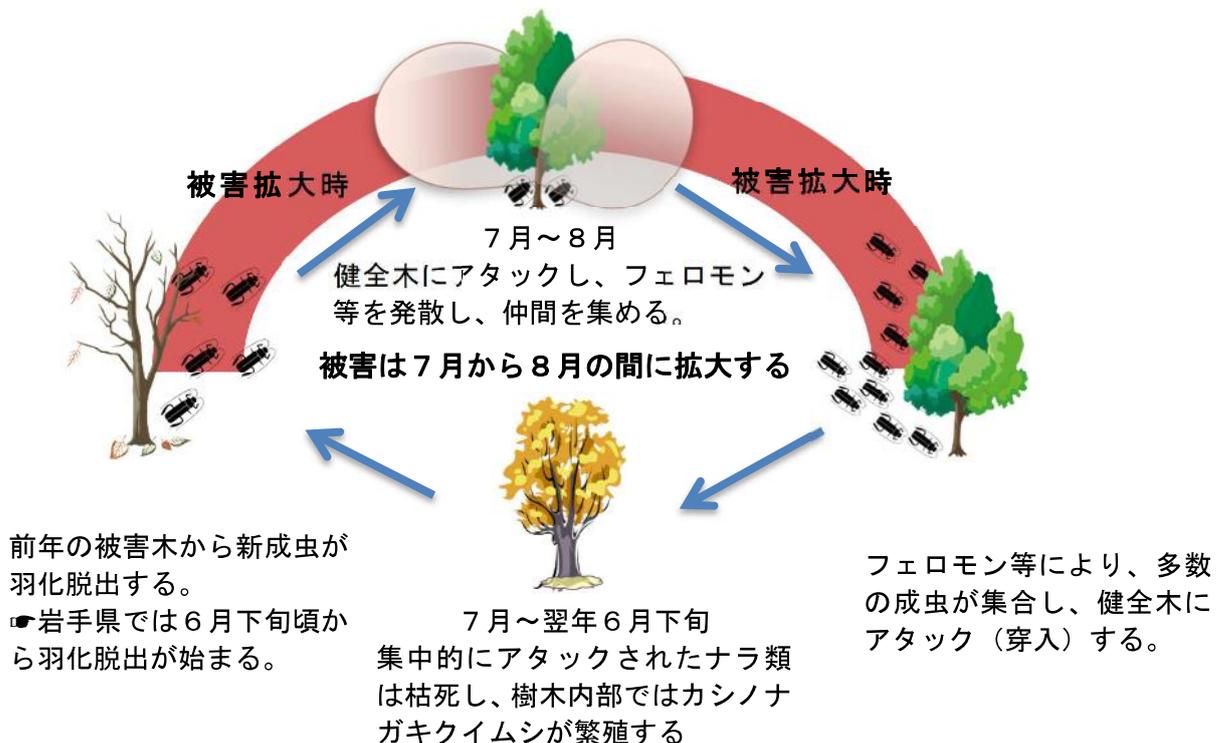
夏に葉が一斉にしおれる



根元には大量の木くずが堆積



幹には2mm程度の穴が多数



## 岩手県ナラ枯れ被害材等の移動と処理期限に関する通知書

年 月 日

様

住所：

(Tel       —       —       )

住所：

氏名又は名称：

(Tel       —       —       )

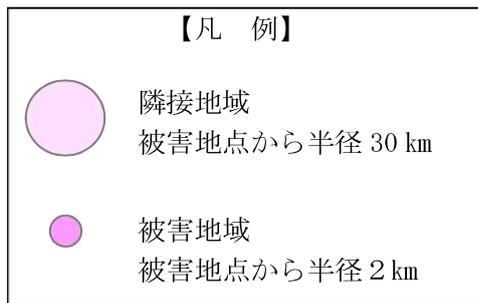
この木材には、ナラ枯れ被害材が混入しているおそれがありますので、「ナラ枯れ被害材等の移動に関するガイドライン」に基づき、次のとおり通知します。

- 1 処理期限                   年 6 月 20 日まで(カシノナガキクイムシの羽化脱出前)
- 2 処理方法   ナラ枯れの被害木が混入又は混入しているおそれがあります。  
適正な処理を行わないと、周辺にナラ枯れ被害が拡大する恐れがありますので、処理期限までに、厚さ 10mm 以下に破砕（チップ化）又は焼却（炭化を含む）してください。

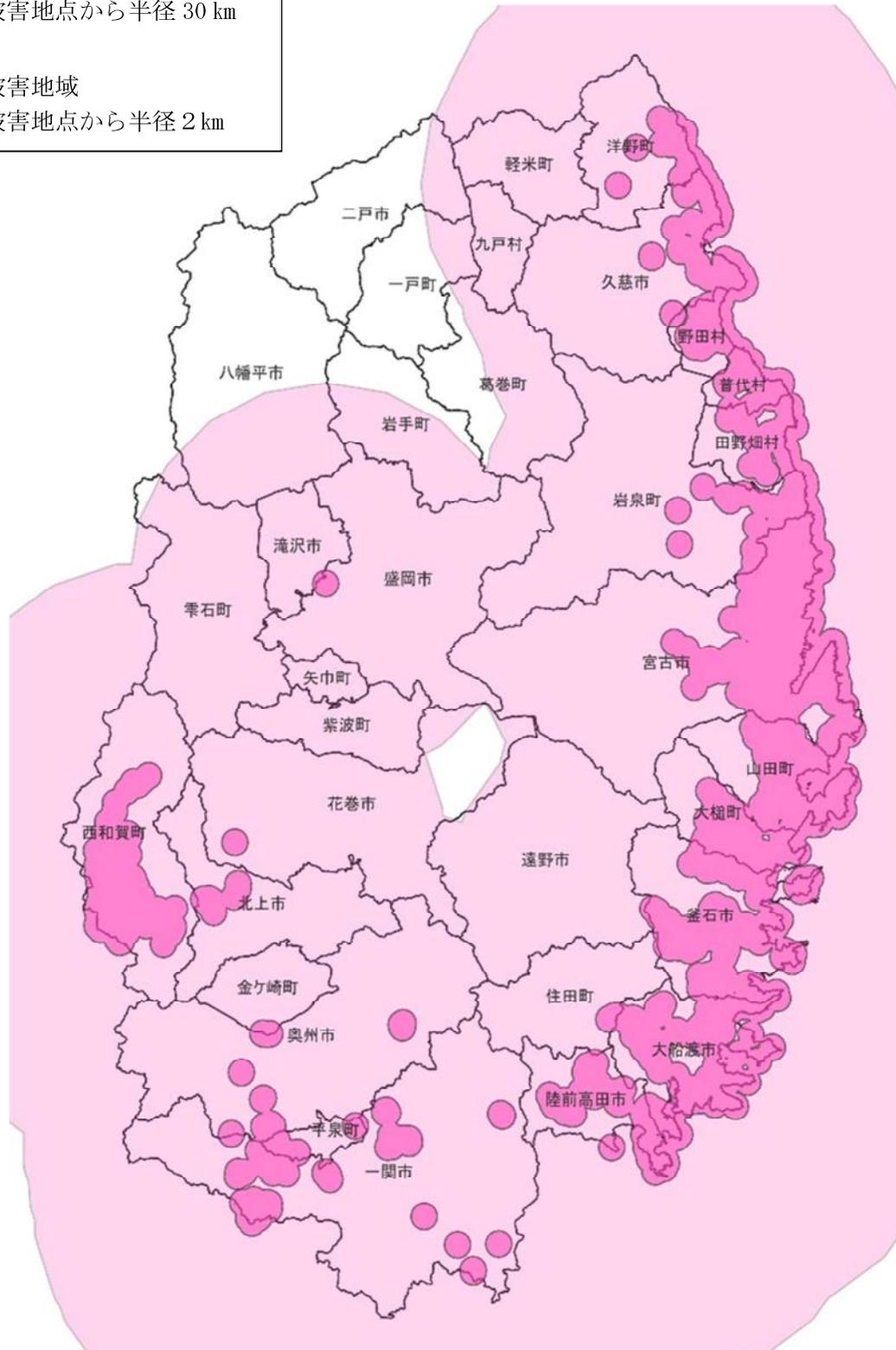
### 【注意】

- ・通知先に「ナラ枯れ被害材等の移動に関するガイドライン」の写しを渡し、確実な処理を依頼してください。（ガイドラインは岩手県のホームページから入手できます。）
- ・通知書のコピーを伐採地所在先の広域振興局・農林振興センター林務担当課にも提出して下さい。（受領した通知書は巡視活動の参考とします。）

## ナラ枯れ被害発生箇所 位置図



- 平成 28～令和 7 年 3 月末時点の被害
- 花巻市は国有林の被害を示す



この区域図は令和 7 年 3 月末現在のもので、状況が変化している場合がありますので、詳細等は現地の広域振興局・農林振興センター林務担当課にお問合せください。

## 広域振興局・農林振興センター 一覧

窓 口	電話番号 (FAX番号)	住 所
盛岡広域振興局林務部 林業振興課	019-629-6613 (019-629-6624)	〒020-0023 盛岡市内丸11-1
県南広域振興局林務部 林業振興課	0197-22-2871 (0197-22-6194)	〒023-0053 奥州市水沢区大手町1-2
県南広域振興局農政部 花巻農林振興センター 林業振興課	0198-22-4932 (0198-22-6714)	〒025-0075 花巻市花城町1-41
県南広域振興局農政部 遠野農林振興センター林務課	0198-62-9933 (0198-62-9899)	〒028-0525 遠野市六日町1-22
県南広域振興局農政部 一関農林振興センター 林業振興課	0191-26-1893 (0191-26-1875)	〒021-8503 一関市竹山町7-5
沿岸広域振興局農林部 農林調整課	0193-25-2704 (0193-27-2843)	〒026-0043 釜石市新町6-50
沿岸広域振興局農林部 宮古農林振興センター林務室 林業振興課	0193-64-2215 (0193-64-4594)	〒027-0072 宮古市五月町1-20
沿岸広域振興局農林部 宮古農林振興センター林務室 岩泉林務出張所	0194-22-3113 (0194-22-5173)	〒027-0501 岩泉町岩泉字松橋 24-3
沿岸広域振興局農林部 大船渡農林振興センター 林業振興課	0192-27-9914 (0192-27-8543)	〒022-8502 大船渡市猪川町字前田6-1
県北広域振興局林務部 林業振興課	0194-53-4984 (0194-53-2304)	〒028-8042 久慈市八日町1-1
県北広域振興局農政部 二戸農林振興センター林務室 林業振興課	0195-23-9204 (0195-25-5652)	〒028-6103 二戸市石切所字荷渡 6-3

# 委任状

代理人氏名 \_\_\_\_\_

上記の者を私の代理人と認め、下記の権限を委任します。

## 記

1. 入札年月日 令和 年 月 日

2. 委任事項 入札に関する一切の件

令和 年 月 日

委任者 住所

氏名

分任契約担当官

三陸北部森林管理署長 殿

# 入札書

入札番号	第 号
------	-----

入札金額

金	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	一	円也

ただし、上記金額は消費税相当額を除いた金額であるので、契約額は上記金額に10%に相当する額を加算した金額となること及び入札者注意書を承諾のうえ、入札します。

入札執行年月日 令和 年 月 日  
分任契約担当官 三陸北部森林管理署長 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

代理人住所  
代理人氏名

注) 入札金額の頭部に¥を記入して下さい。

# 入札書

入札番号	第 号
------	-----

入札金額

金	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	一	円也

ただし、上記金額は消費税相当額を除いた金額であるので、契約額は上記金額に10%に相当する額を加算した金額となること及び入札者注意書を承諾のうえ、入札します。

入札執行年月日 令和 年 月 日  
分任契約担当官 三陸北部森林管理署長 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

代理人住所  
代理人氏名

注) 入札金額の頭部に¥を記入して下さい。